

地域再生計画に基づく地方創生推進交付金について

1 地域再生計画とは

地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定。認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援する。

【地域再生計画（詳細は別紙のとおり）】

名称：広島・宮島ゴールデンルートにおけるコンパクトな地域商社事業

認定年月日：令和2年3月30日

計画期間：令和2年度～令和4年度

総事業費：12,655千円

2 地方創生推進交付金について

地域再生法に基づく、支援措置メニューの一つ

①目的	地方創生のさらなる進化のため、自治体が地方版総合戦略に位置付けて実施する先導的な複数年度を取組を支援する。
②対象	地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業（ソフト事業）
③交付率	2分の1以内
④上限額 （交付額）	【先駆】 4億円（2億円） ※官民協働、地域間連携等の先駆的要素を含む事業 【横展開】 1億7千万円（7千万円） ※先駆的・優良事例の横展開を図る事業
⑤期間	最長5年間
⑥廿日市市の交付対象事業	広島・宮島ゴールデンルートにおけるコンパクトな地域商社事業